

務	00	01	3年
(令和10年3月末まで保存)			

広 報 第 1 号
(情 管)
令 和 6 年 4 月 4 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

警察活動用動画配信機器運用要領の制定について

警察活動用動画配信機器の運用要領については、「警察活動用動画配信機器運用要領の制定について」（令和3年2月3日付け会計第309号）により運用しているところであるが、この度、所要の改正を行い、別添のとおり「警察活動用動画配信機器運用要領」を制定し、本日から運用することとしたので、所属職員に周知徹底し、適正な運用に努められたい。

担当：広報課広報係

別添

警察活動用動画配信機器運用要領

1 目的

この要領は、警察活動用動画をインターネットに接続（電気通信事業者の電気通信回線サービスを利用）して配信するために必要な機器（端末、カメラ、エンコーダ機器及びモバイルルータのほか、運用に必要なケーブル等の付属品を含む。以下「動画配信機器」という。）の必要事項を定め、適正な管理及び運用を図ることを目的とする。

2 運用体制

動画配信機器の運用体制は次表のとおりとする。

名 称		指定する者	任 務
総括運用 管理所属 【広報課】	総括運用管 理者	広報課長	動画配信機器の管理、 運用に係る統括
	総括運用管 理補助者	広報課次長	動画配信機器の管理、 運用に係る統括の補助
	総括取扱責 任者	広報課内の警部相当職以上の 職員	動画配信機器の管理、 運用に係る事務の処理
	総括副取扱 責任者	広報課内の警部補相当職の職 員	動画配信機器の管理、 運用に係る事務処理の 補助
運用所属 （総括運 用管理者 から動画 配信機器 の貸与を 受けた所 属）	運用管理者	所属長	貸与を受けた動画配信 機器の管理、運用に係 る統括
	運用管理補 助者	次長等	貸与を受けた動画配信 機器の管理、運用に係 る統括の補助
	取扱責任者	警部相当職以上の職員（警察 本部所属の方面隊及び分駐隊 並びに警察署の課において、 警部相当職の職員が配置され ていない、又は、次長等が方 面隊等の長を兼務している場 合にあっては、運用管理者が 指定する警部補相当職の職員 とし、警察署の課において、 警部補相当職の課長が配置さ	貸与を受けた動画配信 機器の管理、運用に係 る事務の処理

	れている場合は、当該課長とする。）	
--	-------------------	--

3 動画配信機器の管理、貸与及び返却

(1) 管理

ア 動画配信機器は、総括運用管理者が「動画配信機器管理表」（様式1）により管理するものとする。

イ 総括運用管理者は、動画配信機器について、他の通信機器と容易に区別できるような措置を講じるとともに、管理番号を付して管理するものとし、動画配信機器を利用するために必要なユーザID及びパスワード（以下「ユーザID等」という。）の登録を行うものとする。

ウ 総括運用管理者は、広報等の警察活動がより一層推進されるよう、動画配信機器の積極的な活用を所属に対し促すものとする。

エ 総括運用管理者は、「青森県警察における情報セキュリティに関する対策基準の細目について」（令和5年3月29日付け情管第126号。以下「対策基準細目」という。）第7の1(2)に基づき、毎年4月1日現在の動画配信機器（端末のみ）の管理状況を警察情報システム機器管理簿に取りまとめ、情報セキュリティ管理者に報告すること。また、新設、廃棄等内容の変更があった場合は、その都度、警察情報システム機器管理簿を作成し、情報セキュリティ管理者に報告すること。

オ 総括取扱責任者又は取扱責任者は、動画配信機器を使用しない場合には、鍵のかかる保管庫に保管するなどの亡失又は盗難防止対策を講じること。

なお、動画配信機器を机等に固定して設置する場合は、セキュリティワイヤにより固定すること。

(2) 貸与

ア 所属は、動画配信機器を借用しようとする場合は、総括運用管理者に「動画配信機器借用書」（様式2）を提出すること。

イ 総括運用管理者は、アの内容により、運用管理者に貸与するものとする。この場合、「動画配信機器管理表」（様式1）に、貸出しの記録をするとともに、動画配信機器を利用するために必要なユーザID等を運用管理者に通知するものとする。

なお、警察本部庁舎外の運用所属へ貸与する場合は、対策基準細目に規定する外部記録媒体等持出簿（以下「持出簿」という。）に必要事項を記載し、総括取扱責任者から許可を得ること。

ウ 総括取扱責任者又は取扱責任者は、動画配信機器を使用する職員（以下「使用者」という。）に対し、本要領が適正に運用されるよう管理、監督し、必要

に応じ所要の指導を行うこと。

(3) 返却

ア 運用管理者は、使用終了後、動画配信機器を速やかに総括運用管理者に返却すること。

イ 総括運用管理者は、動画配信機器の返却を受けた場合は、「動画配信機器管理表」（様式1）に返却の記録をすること。

なお、警察本部庁舎外の運用所属から返却を受けた場合は、持出簿に返却月日を記載し、総括取扱責任者から紛失のない旨の確認を受けること。

4 動画配信機器の点検、修理及び廃棄

(1) 点検

総括取扱責任者は、四半期に1回以上、動画配信機器の所在を点検するとともに、総括運用管理者に対し、対策基準細目で規定する警察情報システム機器管理簿により報告すること。

(2) 修理

ア 取扱責任者又は使用者は、動画配信機器の故障、破損等の不具合を認知したときは、「動画配信機器亡失（不具合）届」（様式3）により、直ちに運用管理者を通じ総括運用管理者に報告すること。

イ 総括運用管理者は、不具合の報告を受けたとき又は不具合を認知したときは、修理等の所用の措置を講じるものとする。

なお、動画配信機器を修理した場合は、「動画配信機器管理表」（様式1）に修理等の記録をすること。

(3) 廃棄

総括運用管理者は、動画配信機器を廃棄した場合は、「動画配信機器管理表」（様式1）に廃棄（処分）の記録をすること。

5 亡失時の措置

(1) 亡失の報告

取扱責任者又は使用者は、動画配信機器を亡失したときは、「動画配信機器亡失（不具合）届」（様式3）により、直ちに運用管理者を通じ総括運用管理者に報告すること。

(2) 亡失の報告を受けたときの措置

総括運用管理者は、亡失の報告を受けたとき又は亡失を認知したときは、早期発見に努めるなど必要な措置を講じるものとする。

(3) 発見時の報告

取扱責任者又は使用者は、亡失した動画配信機器を発見したときは、直ちに運用管理者を通じ総括運用管理者に報告すること。

6 動画配信機器の使用申請及び許可等

(1) 使用申請

使用者は、動画配信機器を使用しようとする場合は、取扱責任者に口頭により申請すること。

また、動画配信機器の端末を庁舎外に持ち出す場合は、持出簿により取扱責任者から許可を得ること。

(2) 使用申請に対する許可

総括取扱責任者又は取扱責任者は、動画配信機器の使用について必要と認めた場合は、次の事項を確認の上許可すること。

ア 使用目的、持ち出す日時、持出理由及び持出先が適正であること。

イ 7で規定する事項を遵守させること。

(3) 使用終了時における措置

ア 使用者は、動画配信機器の使用終了後、持出簿に返却月日を記載し、総括取扱責任者又は取扱責任者から紛失のない旨の確認を受けること。

イ 使用者は、動画配信機器を返却する場合は、動画配信機器に記録したデータをすべて削除すること。

ウ 総括取扱責任者又は取扱責任者は、使用者から動画配信機器の返却を受けた際に、データが保存されていないことを確認すること。

エ 総括取扱責任者は、総括運用管理者及び総括運用管理補助者に対し、動画配信機器の持ち出し状況について、持出簿により月1回以上報告すること。

オ 取扱責任者は、運用管理者及び運用管理補助者に対し、動画配信機器の持ち出し状況について、持出簿により月1回以上報告すること。

7 動画配信機器の運用に関する遵守事項

使用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 動画配信機器を、動画（静止画像を含む。）の撮影又は配信の目的以外で使用しないこと。
- (2) 動画配信機器を、職員以外の者に使用させないこと。
- (3) 動画配信機器のユーザID等を他の者に知らせないこと。
- (4) 動画配信機器には、総括運用管理者の許可なくアプリケーションをインストールしないこと。
- (5) 総括運用管理者が接続を認めた外部回線以外は、使用しないこと。
- (6) 動画配信機器の分解、改造等を行わないこと。
- (7) 動画配信機器には、動画配信に必要なデータ以外のデータは保存しないこと。
- (8) 亡失又は盗難のないように適正に使用すること。

8 動画撮影の際の留意点

動画配信は、インターネット接続によるものであることを踏まえ、撮影の際は次の点に留意すること。

- (1) 被撮影者のプライバシー保護に十分留意して撮影すること。

秘匿性を要する場所で撮影する場合は、特定されないよう留意すること。

- (2) 被撮影者は、警察職員として品位を欠くことがないように、言動及び行動に十分留意して撮影を受けること。

使用の際の責任者は、被撮影者が警察職員として品位を欠くことがないように、あらかじめ言動及び行動について指導又は事前打ち合せ等を行うこと。

- (3) 庁舎、設備、機材のほか、警察無線、警察電話などの秘匿性のある場所や情報などの漏洩防止に努めること。
- (4) 撮影の対象物（音源を含む。）が著作権法に抵触しないか確認すること。

9 外部サービスの取扱い

情報発信のために外部サービスを利用する場合には、対策基準細目第3の2(1)に基づき情報セキュリティ管理者に申請して許可された場合に、広報することができるものとする。

運用管理者は、あらかじめ許可されている接続先以外への接続が必要な場合は、総括運用管理者へ届け出ること。

10 安全管理

(1) 情報セキュリティ

動画配信機器の運用に係る情報セキュリティに関して実施する運用管理対策、物理的対策その他の事項については、この要領に定められた規定及び青森県警察情報セキュリティに関する訓令（平成26年3月青森県警察本部訓令第13号）等、警察情報セキュリティポリシーに定めるところによる。

(2) 管理対象情報の分類

動画配信機器において取り扱うことができる「青森県警察における情報セキュリティに関する対策基準について」（令和5年3月29日付け情管125号）第5の1(2)イ(ア)に規定する管理対象情報の分類については、次のとおりとする。

管理対象情報の分類	機密性	完全性	可用性
動画配信機器	1（低）	2（高）	2（高）

11 その他留意事項

動画配信機器の障害、事故等の特異事案を認知した場合は、速やかに総括運用管理者及び運用管理者に報告して指示を受けること。

12 その他

この要領に定めるほか、本要領の実施に必要な事項は、別に定める。

様式1

			5年
(年 3 月末まで保存)			

(作成日)

動画配信機器管理表

			総括運用管理者
品目	型式・製造番号等	整備年月日	

【修理等の記録】

No.	修理依頼年月日	修理品目	修 理 結 果
1			
2			
3			
4			

【廃棄（処分）の記録】

No.	廃棄年月日	廃棄品目	廃棄（処分）方法等
1			
2			
3			
4			

【貸出し、返却の記録】

No.	貸出し年月日	貸出し先（使用所属）	返却年月日	備 考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				

様式2

			1年未満
(年	月	末まで保存)
事	務	連	絡
	年	月	日

動画配信機器借用書

使用所属		取扱責任者	
使用係		使用者	
使用期間			
目的・内容			

様式3

亡失	故障	破損

			1年
(年 3 月 末 まで 保 存)			

(作成日)

(所属名)

いずれかに○を付す

動画配信機器亡失（不具合）届

【亡失の場合の状況】

亡失日時	年 月 日() 時 分ころから 年 月 日() 時 分ころまでの間
亡失場所	
亡失者 (職・氏名)	
亡失状況	

紙面が不足する場合は、別途適宜書式により補足して構わない。

【不具合(故障・破損等)の場合の状況】

認知日時	年 月 日() 時 分ころ
不具合 の状況	

不具合の箇所、症状などわかりやすく記載のこと。

【総括運用管理所属による措置】

措置内容			
受理日時		担当者	